

(2) 「共通の官庁を有する国による宣言」
 (1)の規定にかかわらず、(1)に規定する宣言であつて、第十九条(1)の規定に基づき一又は二以上の他の国と共に、共通の官庁が国内の官庁を代行することを事務局長に通告した国によつて行われたものは、当該他の国が相応の宣言を行った場合にのみ効力を生ずる。

〔宣言の撤回〕
 (1)に規定する宣言は、事務局長に宛てた通告によりいつでも撤回することができる。その撤回は、事務局長が当該通告を受領した日の後三箇月で、又は当該通告において明示された日以降の日に、効力を生ずる。第七条(2)の規定に基づいて行われる宣言の場合には、当該撤回は、その効力が生ずる前に提出された国際出願に影響を及ぼすものではない。

第三十一条 千九百三十四年改正協定及び千九百六十年改正協定の適用
 (1) この改正協定及び千九百三十四年改正協定の双方を締結した国又はこの改正協定及び千九百六十年改正協定の双方を締結した国との間の関係」

この改正協定及び千九百三十四年改正協定の双方を締結した国又はこの改正協定及び千九百六十年改正協定の双方を締結した国との間の相互の関係においては、この改正協定のみを適用する。ただし、それらの国は、この改正協定がその相互の関係において適用される日前に国際事務局に寄託された意匠については、千九百三十四年改正協定又は千九百六十年改正協定を適用する。

(2) この改正協定及び千九百三十四年改正協定の双方を締結した国又はこの改正協定及び千九百六十年改正協定の双方を締結した国と千九百三十四年改正協定又は千九百六十年改正協定を締結した国であつて、この改正協定を締結していないものとの間の関係」

(a) この改正協定及び千九百三十四年改正協定の双方を締結した国は、千九百三十四年改正協定を締結した国であつて、千九百六十年改正協定又はこの改正協定を締結していないものとの関係において、千九百三十四年改正協定を引き続き適用する。

(b) この改正協定及び千九百六十年改正協定の双方を締結した国は、千九百六十年改正協定を締結した国であつて、この改正協定を締結していないものとの関係において、千九百六十年改正協定を引き続き適用する。

第三十二条 この改正協定の廃棄

(1) 「通告」

いずれの締約国も、事務局長に宛てた通告によりこの改正協定を廃棄することができる。

(2) 「効力発生の日」

廃棄は、事務局長がその通告を受領した日の後一年で、又は当該通告において明示されたそれ以降の日に、効力を生ずる。廃棄は、これを行った締約国に関し、当該廃棄が効力を生ずる時に係属中の国際出願及び効果を有する国際登録についてのこの改正協定の適用に影響を及ぼさなむ。

第三十三条 この改正協定の言語及び署名

(1) 「原本及び公定訳文」

(a) この改正協定については、ひとしく正文である英語、アラビア語、中国語、フランス語、ロシア語及びスペイン語による原本一通について署名する。

(b) 事務局は、関係政府と協議の上、総会が指定するその他の言語による公定訳文を作成する。〔署名のための期間〕

この改正協定は、その採択の後一年間、機関の本部において署名のために開放しておく。

第三十四条 寄託者

この改正協定の寄託者は、事務局長とする。

外務大臣 岸田 文雄
 経済産業大臣 宮沢 洋一
 内閣総理大臣 安倍 晋三

(右条約の英文)

GENEVA ACT OF THE HAGUE AGREEMENT CONCERNING THE INTERNATIONAL REGISTRATION OF INDUSTRIAL DESIGNS

TABLE OF CONTENTS

INTRODUCTORY PROVISIONS

Article 1:	Abbreviated Expressions
Article 2:	Applicability of Other Protection Accorded by Laws of Contracting Parties and by Certain International Treaties

CHAPTER I: INTERNATIONAL APPLICATION AND INTERNATIONAL REGISTRATION

Article 3:	Entitlement to File an International Application
Article 4:	Procedure for Filing the International Application
Article 5:	Contents of the International Application
Article 6:	Priority
Article 7:	Designation Fees
Article 8:	Correction of Irregularities
Article 9:	Filing Date of the International Application
Article 10:	International Registration, Date of the International Registration, Publication and Confidential Copies of the International Registration
Article 11:	Deferral of Publication
Article 12:	Refusal
Article 13:	Special Requirements Concerning Unity of Design
Article 14:	Effects of the International Registration
Article 15:	Invalidation
Article 16:	Recording of Changes and Other Matters Concerning International Registrations
Article 17:	Initial Term and Renewal of the International Registration and Duration of Protection
Article 18:	Information Concerning Published International Registrations